

令和5年 3月10日

神埼市立小中学校保護者 様

神埼市教育委員会
教育長 末次 利明

令和5年度からの中学校部活動の休日地域移行について（お知らせ）

初春の候、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より神埼市の教育行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、この度スポーツ庁から、生徒にとって望ましい部活動環境の構築と学校の働き方改革も考慮した更なる部活動改革の推進を目指し、その第一歩として、学校と地域が協働・融合した部活動の具体的な実現方策とスケジュールがとりまとめられました。その中で、令和5年度から令和7年度までが「部活動休日地域移行の改革集中期間」と示されました。しかし、昨年12月にスポーツ庁・文化庁から令和7年度末としていた達成目標を設定しない方針に転じられ、「地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す」と改められました。

神埼市教育委員会においても、令和4年度から、部活動の今後の課題を明らかにするとともに、生徒及び教員の双方にとって望ましい部活動の在り方について提言できるよう、「神埼市部活動の休日地域移行検討委員会」を設置し検討を重ねております。

しかし、受け皿の充実や指導者の確保、発表会やコンクールのあり方など、たくさんの課題が山積し非常に厳しい現状です。これら1つ1つの課題を解決していくことが重要だと考えます。

そこで、令和5年度につきましては、学校部活動は下記のように行っていくこととします。

今後も「神埼市部活動の休日地域移行検討委員会」で検討しながら進めていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

- ・令和5年度は、学校主体の活動を継続する。
- ・部活動指導員は3枠のまま、神埼市外部指導者枠を3枠から5枠に拡充する。
- ・神埼市スポーツ協会主体で指導者の人材バンクを作成する。
- ・学校の教職員が指導する場合、兼職兼業の許可を得て指導を行える体制を整備する。

※部活動指導員とは・・・校長が推薦し、教育委員会が認めた者で、練習・大会・発表会等の引率及び指導ができる。学校長の管理のもと、用具・施設等の点検・管理・その他の管理運営や事故が発生した場合の対応も行うことができる。

※外部指導者とは・・・指導者にふさわしいと学校長が判断し、教育委員会が認めた者で、運動部活動の顧問教員・生徒に対する実技指導及び助言ができる。